

働くルールの確立と 真の労働者保護法制定の実現をめざす決議

日本の労働者人口、5181万人のうちパートや臨時、派遣などで働く非正規労働者は1732万人となり、このうちの4分の3は年収200万円以下のワーキングプア（働く貧困層）といわれる労働者です。

労働者に低賃金と過酷な労働条件を強いる元凶となっていた、「口入れ屋」（派遣会社）という、労働者を建設現場や工場に斡旋し、賃金をピンハネする商売がまかり通っていた時代を描いた小林多喜二の『蟹工船』がブームを呼んでいるのは、80年も前に起きた奴隷労働と同じことが現代によみがえっていることに起因しています。

戦後民主化のなかで、1947年に労働者保護を目的とする職安法が制定され、その44条は労働者供給事業を禁止し、企業が直接雇用することを原則にしました。これは8時間労働制と並ぶ大切なルールでした。

このルールを破壊したのが、1986年に施行された労働者派遣法（対象16業務）でした。これにより労働者は実際に働く企業とは雇用関係はなく、ここに「口入れ屋」が復活し、使い捨ての労働者を生み出しました。

1999年に対象業務原則自由とする改悪がなされ、懸命に働いても生活できず、ダブルワーク・トリプルワークにもがき苦しむ労働者があつという間に拡がりました。

厚生労働省は2008年、世論の力に押されて労働者派遣法を見直し、日雇い派遣の禁止や専ら派遣の規制強化など同法改正の骨格を労働政策審議会部会に示しましたが、まだまだ不十分さが目立ちます。

私たちが求めているのは、常用雇用を原則として「登録型派遣の禁止と1年以上の派遣労働者は、派遣先会社が期限の定めのない直接雇用とすること」などを柱とした労働者保護法を制定することです。

いま、私たち金融機関の職場でも低賃金と安易な雇用調整を目的に派遣社員やパート・嘱託などの非正規労働者が急増しています。このことが正規労働者の賃金水準を押し下げています。

また、働くもの同士の競争を煽る成果主義賃金の広がりや過大なノルマの押し付けから、働く仲間同士の信頼と助け合いの精神が失われてきています。

職場では「代わりの職員はいくらでもいる」「不満ならやめろ」「ノルマ未達なら賃下げは当たり前だ」「契約が取れるまで帰店するな」など、日常的にパワハラが横行し殺伐たる職場と化しています。

いま大切なことは、不安定雇用を強いられている非正規労働者を守ることが、労働者全体の生活を守ることにつながるという観点に立つことです。

貧困と格差をなくし、人間らしく働くために、労働者派遣法の抜本改正を実現し、働くルールの確立と真の労働者保護法制定の実現をめざし奮闘します。

2008年9月21日

全国金融労働組合連合会第3回定期全国大会